

松阪市部活動ガイドライン まつさか地域クラブ活動方針（中間案）

令和7年2月

松阪市教育委員会

松阪市

目 次

はじめに	1
------	---

◎ 松阪市部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての部活動	2
(1) 学校部活動の意義	2
(2) 部活動の位置づけ	2
(3) 部活動の現状と課題と対応	2
① 生徒の健全な成長の視点から	
② 生徒にとって望ましい部活動の視点から	
(4) 安全面への配慮	3
2 適切な部活動の運営の在り方	4
(1) 適切な活動方針ならびに活動計画の作成と共通理解	4
(2) 休養日・活動時間の設定	5
① 休養日の設定	
② 活動時間の設定	
(3) 適切な部活動指導に向けた研修	6
(4) 部活動指導の在り方の見直し	7
① 部活動の運営	
② 地域人材の活用	
③ 合同チーム・団体の取組	
④ 部活動の地域連携	
(5) 体罰等の根絶	8
(6) 安全管理と事故発生時の対応	8

まつさか地域クラブ活動が目指す姿	12
------------------	----

◎ まつさか地域クラブ活動方針

1 まつさか地域クラブ活動	13
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	13
(1) 参加者	13
(2) 運営団体・実施主体	13
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	
② 関係者間の連携体制の構築等	

(3) 指導者	14
① 指導者の質の保障	
② 指導者の量の確保	
(4) 活動内容	16
(5) 適切な休養日等の設定	17
(6) 活動場所	18
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	18
(8) 保険の加入	18
(9) 安全管理と事故発生時の対応	18
3 学校との連携等	19
4 その他	19

《参考資料：別冊》

松阪市中学校部活動あり方検討会 答申

「松阪市部活動ガイドライン まつさか地域クラブ活動について（答申）」

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

将来においても、生徒が生涯にわたって健康で文化的な生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとしていく必要があります。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。生徒にとって望ましい学校部活動を持続可能なものとするために、学校部活動の地域連携及び段階的な地域移行を進めていく必要があります。

市教育委員会では、令和５年度に「松阪市中学校部活動あり方検討会」を設置し、今後の松阪市の部活動のあり方について協議してきました。協議を重ねていく中で、「既存の学校部活動を大切にしながら、まずは地域連携を進めていく」という意見があがってきました。部活動指導員を配置している学校部活動の生徒にアンケートを取ったところ、「とても充実している」・「充実している」が８３％と高評価であることがわかってきたため、令和６年度から、市内全中学校に部活動指導員を各校１人以上配置しました。また、令和５年度から近隣の市町と協議・情報交換する場へ定期的に参加するとともに、県内・県外問わず他市町の進捗状況、取組予定、進め方、課題となることなどを把握し、本市への導入に向けて検討してきました。

平成３０年１２月に国及び県の部活動ガイドラインを踏まえ、「松阪市中学校部活動指針」を策定しました。今回、これまでの「松阪市中学校部活動指針」を踏襲しつつ、「まつさか地域クラブ活動」については、県の方針を盛り込み、「松阪市部活動ガイドラインおよびまつさか地域クラブ活動方針」（以下、「本ガイドラインおよび方針」とする）を策定しました。

「本ガイドラインおよび方針」に基づき生徒・地域住民にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、生徒・保護者・地域の声に耳を傾け、取り組んでまいります。

松阪市教育委員会
教育長 中田雅喜

◎ 松阪市部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての学校部活動

(1) 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義のあるものである。また、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さを学ぶことができる活動である。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、活動の成果(試合に勝つなど)を求めること以上に、その活動の過程や得られた経験を大切にするとともに、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導がなされてきた活動である。

(2) 部活動の位置づけ

部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月公示)

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 部活動の現状と課題と対応

① 生徒の健全な成長の視点から

令和 6 年度中学校等保健体育実態調査によると、部活動への加入率は市内 11 校 3,970 人のうち、運動部に約 61%、文化部に約 26%、合わせて約 87%となっており、多くの生徒が部活動に加入しているのが現状である。

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない・長時間の練習等)や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、

部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪ってしまいかねない。過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥らせることもある。

そのため、指導者は、休養日や活動時間の設定に配慮することが大切である。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切である。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要である。食事や休養（睡眠）等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となる。

指導者には、部活動の運営や方針について、家庭と共通理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められる。

② 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが増している。

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められている。

（４）安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、けが等に結びつきやすい要素や要因が含まれている。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられる。

（参考）日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より

H17～R3 の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 977 件、体育的部活動 2545 件

H17～R3 の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 93 件、体育的部活動 229 件

学校は、「活動しているのだから、けがや事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではなく、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められる。

そのため、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル(毎年度改訂)」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動

部活動の事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要である。

参考文献

- ①「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
- ④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」
文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）（フローチャート編）」
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」三重県教育委員会通知
- ⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会

2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、学校は、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要がある。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、松阪市部活動ガイドライン等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切である。

（１）適切な活動方針ならびに活動計画の作成と共通理解

校長は、学校教育目標や松阪市部活動ガイドライン等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解する必要がある。そのうえで、指導者は指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を作成し、校長に提出する。

また、指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていくことが大切である。

校長は、学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが大切である。

市教育委員会は、松阪市部活動ガイドライン等を踏まえた各校での取組状況(活動運営方針、休養日・活動時間の設定等)について、校長が部活動を適切に管理しているかを見届け、適宜、指導・助言する。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画およびその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。
- ※ 「学校部活動運営方針」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA諸会議等の機会を通じて公表する。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

(2) 休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要である。特に、中学生の時期は、個人差もあるが、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれる。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、指導者はオーバーワークにならないよう配慮することが大切である。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまう。指導者は、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥らないよう、配慮する必要がある。

指導者は、生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとすることもあるが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つ必要がある。

1 週間のうち、2 日は休養日を設定する。(うち、1 日は土曜日又は日曜日とする)

① 平日の休養日について

- ・ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、各部活動単位で決定することも可とする。
- ・ 原則、休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・ 大会やコンクール等の直前の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、校長の判断で実施することを可とする。

③ 長期休業中の休養日について

- ・ 1 週間のうち、2 日以上を休養日とする。

② 活動時間の設定

指導者は、活動時間について、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定し、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につなげる。

また、活動の質（取組方法等）に重点を置き、活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休養期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画する。さらに、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことも大切である。

① 平日の活動時間について

- ・ 1 日の練習は、2 時間以内とする。

② 週休日および休日（長期休業期間を含む）

- ・ 長くても 3 時間以内とする。
- ・ 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が 3 時間を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒および教員の健康面に十分配慮すること。

（3）適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなる。そのため、指導者は、自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようにする必要がある。

指導書等から学ぶことも一つの方法であるが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に積極的に参加することが大切である。

県教育委員会や関係団体等が開催する指導者向けの研修会は、指導に関する不安や悩みだけでなく、生徒の実態に応じた練習方法等を講師に直接尋ねることができるため、その後の指導のイメージにつなげやすくなる。

（４）部活動指導の在り方の見直し

① 部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものである。校長は、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要がある。

指導者は、技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、生徒の気持ちに寄り添うことが大切となってくる。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的である。

適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を継続する力になる。

② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効である。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながる。市教育委員会及び学校は、コミュニティ・スクール等を活用し、地域人材の確保に努める。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで活用する必要がある。

③ 合同チーム・団体の取組

生徒数の減少に伴い、学校単位では生徒のニーズに応じた部活動が設置できなかったり、チーム編成が成り立たなかったりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じている。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながる。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進める必要がある。

④ 部活動の地域連携

学校や地域の実態に応じて、学校と地域が連携し生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていく必要がある。学校は、上記（４）②のような取り組みだけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

また、学校は、学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施したり、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と共同で実施したりするなど連携を深め、生徒同士が切磋琢磨するなど、多様な交流の機会を設けることも大切である。

（５）体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要がある。

指導者による指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されない。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼす。

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為である。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはならない。指導者は、研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけることとする。

なお、これらの行為や、いじめ等については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払う必要がある。

（６）安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となる。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれる。

指導者や生徒は、事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切である。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要である。（※参考文献①②⑥参照）

① 健康状態の把握

- 指導者は、生徒が自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任、指導者等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 指導者は、生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動を行う。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 指導者は、「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 指導者は、科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。
- 指導者は、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）を防ぐために、休養日や活動時間の設定に配慮する。
- 指導者や生徒は、基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を実践することで、事故を未然に防ぐ。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 学校や指導者は、活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。特に、可動式器具等による事故が発生しており、可動式器具等は、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。
- 指導者は、適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 指導者は、安全な実施のため、原則活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力し、危険性が高いと考えられる活動を行わないよう指導し、生徒の能力に応じた段階的な活動をさせるなど、安全に配慮することが大切である。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

学校や指導者は、「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（三重県教育委員会 平成 7 年 3 月 23 日 教教第 183 号、令和 3 年 3 月 10 日 教委第 20-553 号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

- 学校や指導者、生徒は、活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員及び指導者への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。（※参考文献③⑦参照）

各中学校においては、令和 5 年 8 月 7 日付け事務連絡「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」により、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- （１）活動場所の暑さ指数（WBGT）が 31 以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」
- （２）活動場所の暑さ指数（WBGT）が 28 以上 31 未満の場合
⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- （３）部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

○暑熱馴化

指導者は、急に熱くなったときは運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくよう配慮する。

2 その他荒天時の判断

- 学校や指導者は、雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。

事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

なお、この「松阪市部活動ガイドライン」については、３年ごとに見直しを行う。

ただし、国や県から新たな通知や、運用面での変更等があった場合は、その都度見直すこととする。

まつさか地域クラブ活動が目指す姿

公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、部活動に代わるスポーツ・文化芸術活動の場として、まつさか地域クラブ活動を整備する必要があります。

まつさか地域クラブ活動は、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養、活動の成果（試合に勝つなど）を求めること以上に、人間関係の大切さや得られた経験などの活動過程を大切にするといった、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させていく活動となります。

また、部活動同様に子どもを中心に据えた「子どもファースト」の視点を大切にします。子どもの多様なニーズを満たし、自主性や社会性が育まれる活動であることや、家庭や地域の事情に関わらず、誰一人として取り残さない、全ての子どもが多様な機会から選択できる活動を目指します。

さらに、コミュニティ・スクール等を活用し、学校＝子ども＝地域のつながりを深めていきます。保護者や先生以外の大人や異年齢の友人など多様な交流の中で、スポーツ・文化芸術活動をすることにより、子どもたちの自主性や社会性を育み、地域の豊かな関係づくりや活性化へとつなげていきます。スポーツ・文化芸術活動を通じ、子どもが地域社会とつながり、地域全体で地域の子どもたちを育て、共に楽しめる持続可能な活動環境の構築を図ります。

そのために、子ども・保護者・地域の声に耳を傾け、中学校部活動のあり方について検討会等で十分に議論を重ね、子ども・保護者・地域・関係者の共通理解の下、松阪市の実情に応じ、できるところから取組を進めていきます。

これらを踏まえ、現段階におけるまつさか地域クラブ活動のあり方や運営体制、活動内容等について示します。

松阪市教育委員会
教育長 中田雅喜

◎まつさか地域クラブ活動方針

1 まつさか地域クラブ活動

本方針を遵守する地域クラブ活動を「まつさか地域クラブ活動」とする。（それ以外の地域クラブ活動を「民間クラブ活動」とする。）まつさか地域クラブ活動は、市が新たにコミュニティ・スクール等を活用して運営団体・実施主体を立ち上げる場合の「まつさかクラブ活動」と、民間クラブ活動が加入してくる場合の「まつさかみんなクラブ活動」（略して「まつみんクラブ活動」）に区分する。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（１）参加者

まつさか地域クラブ活動は、参加を希望するすべての人を受け入れる。

（２）運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体については、非営利目的の運営団体・実施主体とする。

【地域スポーツ団体等】

ア 市は、関係者の協力を得て、「まつさかクラブ活動」の運営団体・実施主体が、主体的に整備充実を図れるよう促す。その際の運営団体・実施主体は、学校の教育活動・部活動の意義等を十分理解し、まつさか地域クラブ活動方針を遵守し、スポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチームや大学などを想定する。また、コミュニティ・スクール等を活用し立ち上げた団体や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など学校と関係する組織・団体も想定する。

イ 市ならびにスポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体等】

市は、関係者の協力を得て、「まつさかクラブ活動」の運営団体・実施主体が、主体的に整備充実を図れるよう促す。その際の運営団体・実施主体は、その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、コミュニティ・スクール等を活用し立ち上げた団体や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係す

る組織・団体も想定する。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市は、文化課、スポーツ課、教育総務課、学校支援課、学校教育課、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を策定し、公表するとともに市に提出する。（提出様式・方法は別途定める）また、活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等について関係者で情報共有、共通理解を図るとともに、当該保護者及び市にも報告する。

（３）指導者

円滑な活動の運営を目指す時、指導者によるクラブ員への声掛けは大切なものとなる。そのため、指導者は、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようにする必要がある。

指導書等から学ぶことも一つの方法であるが、技術指導のためだけではなく、クラブ員の健全な成長や安全確保、望ましい運営等の指導者自身の指導力向上の観点からも、指導者向け研修会に積極的に参加する。

① 指導者の質の保障

【スポーツ】

ア 市は、クラブ員にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、指導者に対し、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用させるとともに、県教育委員会や関係団体等が開催する指導者向けの研修会への参加を促す。

イ スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得や、県教育委員会や関係団体等が開催する指導者向けの研修会への参加を促す。また、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用させるなど、指導技術の担保やクラブ員の安全・健康面の配慮など、クラブ員への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、体罰・ハラスメント等の行為も根絶する。これらに対し、市は適宜、指導助言を行う。

また、指導者に暴力や体罰・ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。また、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【松阪市部活動ガイドライン 2（5）（6）に準ずる】

ウ 指導者は、クラブ員との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。（※参考文献②参照）技術指導だけでなく、スポーツ医・科学に精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、クラブ員を安全・健康面への配慮等の面についても支える。また、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深め（※参考文献⑧参照）、暴言・暴力、行き過ぎた指導、体罰・ハラスメント等の行為を根絶する。（※参考文献②参照）

最新の指導方法を身に付けるため、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用し、指導者向けの研修会に積極的に参加する。

【松阪市部活動ガイドライン 2（2）（3）に準ずる】

【文化】

ア 市は、クラブ員にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、指導者に対し、関係団体等の指導手引を活用させるとともに、県教育委員会や関係団体等が開催する指導者向けの研修会への参加を促す。

イ 文化芸術団体等は、これまでの文化部活動の意義や役割について継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意するとともに県教育委員会や関係団体等が開催する指導者向けの研修会への参加を促す。また、練習が過度な負担とならないようにし、クラブ員の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、体罰・ハラスメント等の行為も根絶する。

また、指導者に暴力や体罰・ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口のほか、文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。さらに、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行

うなど、指導者の理解を深める。

【松阪市部活動ガイドライン 2（5）（6）に準ずる】

ウ 指導者は、クラブ員との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要がある。（※参考文献②参照）技術指導だけでなく、クラブ員を安全・健康面への配慮等の面についても支えるとともに、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深め（※参考文献⑧参照）、暴言・暴力、行き過ぎた指導、体罰・ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導力向上のための研修会に積極的に参加する。

【松阪市部活動ガイドライン 2（2）（3）に準ずる】

② 指導者の量の確保

ア まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や部活動ボランティア、退職教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保する。

イ 市は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、コミュニティ・スクール等も活用し、指導者の発掘・把握に努め、指導者の紹介や配置を支援する。

（４）活動内容

ア まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、クラブ員の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じ段階的に確保する。

イ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、クラブ員の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、部活動や民間クラブ等の活動にクラブ員が参画できるようにする。

ウ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体のスポーツ・文化芸術活動の活動方針や活動計画等について、クラブ員や保護者に対して周知する。

【松阪市部活動ガイドライン 2（1）に準ずる】

エ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、募集要項やホームページ等で

クラブ員を常時公募し、参加を希望するすべての人が参画できるようにする。

オ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、他団体等を運営する際は、活動場所や内容、指導者やクラブ員が同じというような、いわゆる看板の掛け替えのような活動は控えること。

（５）適切な休養日等の設定

まつさか地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、クラブ員の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、中学校部活動地域移行・連携期間において、部活動とまつさか地域クラブ活動や民間クラブ活動が併存することから、クラブ員の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

【松阪市部活動ガイドライン ２（２）に準ずる】

ア 学校の学期中は、１週間のうち、２日は休養日を設定する。（うち、１日は土曜日、または日曜日とする）まつさか地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として週あたり１日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。（お盆期間、正月等）

ウ １日の活動時間は、平日は、２時間以内とする。週休日及び休日（長期休業期間を含む。）に活動する場合は、３時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。）

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

ア まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の小・中学校を活用することも考えられる。但し、中学校部活動地域移行・連携期間においては、部活動とまつさか地域クラブ活動が併存することから、これまでの各活動の状況も踏まえ活用する。

イ 市は、まつさか地域クラブ活動を行う団体等に対して、スポーツ・文化施設や、社会教育施設等について、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、クラブ員や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費の設定に努める。その際、まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進することも考えられる。

イ まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加するクラブ員等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。その際、これまでの活動状況・けがや事故の発生状況等を踏まえ、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(9) 安全管理と事故発生時の対応

まつさか地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、クラブ員の安全な活動が大前提となる。日ごろから、クラブ員と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにする。万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応する。（※参考文献①②⑥参照）

3 学校との連携等

ア まつさか地域クラブ活動は、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていく。

イ まつさか地域クラブ活動と部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

4 その他

ア 市は、まつさか地域クラブ活動の運営団体・実施主体が前記2に示した内容に沿って適切に行われるよう、取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。

イ まつさか地域クラブ活動方針は、年度ごとに見直しを行う。